

## 資料No. 6

# 万葉公園惣湯テラスについて

## 1 再オープンについて

### (1) 主 旨

- ・令和7年10月14日より閉鎖していた惣湯テラスが令和8年9月18日より再開する旨、事業主体である湯河原惣研株式会社（以下、事業者）より報告がありました。
- ・台風被害により、営業停止しており、これまでも町からは、早期再開をたびたび要請していました。事業者において、温泉設備復旧の見通し、原材料費の高騰をはじめとする諸般の事情により、休業が長期となっておりましたが、今般、従来と同様の内容で再オープンすることとなりました。

### (2) 経 過

令和7年8月 大雨の影響による倒木により、温泉設備が破損、同年10月14日から休業

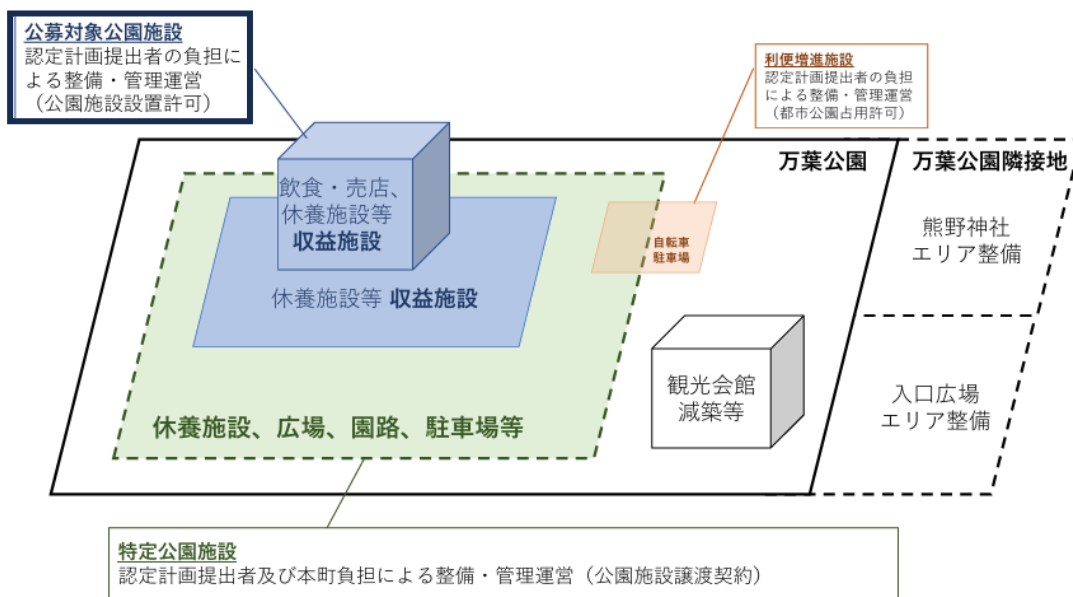
令和8年4月 町から事業者へ営業再開を求める文書を発出

4月～8月 町、事業者、金融機関により営業再開に向けた協議

8月18日 事業者が営業再開を決定、情報発信

## 2 惣湯テラスの位置づけ

惣湯テラスは、公募対象公園施設として位置づけられている。



【惣湯テラスの事業の枠組み】

|        | 整 備                                                                                                          | 管理運営 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 実施主体   | 事業者                                                                                                          | 事業者  |
| 費用負担   | 事業者(国の都市開発資金の貸し付け)                                                                                           | 事業者  |
| 法の位置づけ | 都市公園法5条の2の公募対象公園施設（休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものが対象） |      |

3 今後の対応

- ・玄関テラスを中心とした特定公園施設等の集客は増加傾向にあり、指定管理業務として着実に管理運営に取り組んでいます。
- ・惣湯テラスについても、以下、推進できるよう、事業者と協議を進めてまいります。

ア 惣湯テラスは万葉公園における特徴ある観光施設であり、賑わいの場としての事業の継続

イ 引き続き、都市開発資金の返済の履行など、経営が着実に進むこと